

# 質問回答書

業務名： 2025年度 公共事業労務費調査業務委託

公告日： 令和7年3月25日

質問回答期限 令和7年4月7日

質 疑 事 項	① 特記仕様書の(6)照査について 各々の作業を適切に確認しながら進めていくことと理解していますが、もう少し具体的に教えてください。必要な手続きや書類等を改めてご教示ください。
	② 特記仕様書の2.(1)の調査対象工事及び調査件数について 調査件数には、調査票が提出されなかった工事を含めないとありますが最終的に含めないと確定するまでの過程で、郵送費や電話代、人件費が発生します。 調査票の回収がスムーズにいかない先こそ、電話でのやりとりに時間を要し、この作業にスタッフも必要になるため人件費が発生します。これらを見積りに計上したいので、仕様書に明記いただくことは可能でしょうか？
	③
	④
	⑤
	⑥
回 答	① 照査の実施にあたっては、「設計・調査・測量業務共通仕様書(佐賀県 県土整備部、農林水産部及び地域交流部)」によるものとします。 照査技術者は、業務計画書に照査に関する事項を定めた照査計画を記載し、監督員に提出してください。
	② 特記仕様書に記載のとおり、「調査件数には、調査票が提出されなかった工事を含めず、一次審査及び九州地方連絡協議会が行う二次審査により調査票が無効となった工事は含める。」としていますので、調査票が提出されなかった工事の費用は含めません。
	③
	④
	⑤
	⑥